

佐賀県高校生等奨学給付金支給申請書										
年 月 日										
佐賀県知事 様										
私は、佐賀県高校生等奨学給付金の支給を受けたいので、 <u>裏面の留意事項を承諾の上</u> 、佐賀県高校生等奨学給付金支給要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。										
※申請区分を確認の上、□にレ点を付けてください。(複数選択可)										
☐ 通常支給分を申請します。										
☐ 【新入生に限る】通常支給分の対象とならない場合、前倒し支給分を申請します。										
フリガナ					〒 ー 電話番号() ー		住所			
申請者 (保護者等)										
(高校生等との関係:)										
対象となる高校生等	フリガナ					生年月日		入学年月		
	氏名					年 月 日		年 月		
								第 学年入学		
	学校名				科 学科 課程	年 組		通信制以外 ・ 通信制		
	学校所在地					国立 ・ 公立				
	過去の高等学校等における在学期間	学校名	年 月 日～ 年 月 日		学校種類 ・ 課程 ・ 学科			在学中の給付金支給回数		
		学校名	年 月 日～ 年 月 日		学校種類 ・ 課程 ・ 学科			在学中の給付金支給回数		
学校名		年 月 日～ 年 月 日		学校種類 ・ 課程 ・ 学科			在学中の給付金支給回数			
(父母等生計維持者等)	続柄	氏 名								
		(フリガナ)								
		(フリガナ)								
生活保護費の受給状況		私は、基準日(年 月 日)現在、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条に規定による生活保護(生業扶助)を 受給していません ・ 受給しています (注)生活保護(生業扶助)を受けていない方は「受給していません」を、 生活保護(生業扶助)を受けている方は「受給しています」を○で囲んでください。								

【高校生等の国籍・在留資格・在留期間等について】

(次のいずれかの該当する□に✓印を付けてください。)

(1) 高校生等本人の国籍を以下のとおり申請します。

- | | | |
|---|--------------------------|-------|
| ① | ☐ | 日本国 |
| ② | ☐ | 日本国以外 |

上記(1)で、②「日本国以外」を選択した場合は、次の③～⑨のいずれかの該当する□に✓印をつけてください。また、必要事項を記入してください。

(2) 高校生等本人の国籍及び在留資格・在留期間等を以下のとおり申請します。

③	☐	特別永住者					
④	☐	永住者					
⑤	☐	日本人の配偶者等	在留期間(満了日)	(西暦)	年	月 日	
⑥	☐	永住者の配偶者等					
⑦	☐	安定者	在留期間(満了日)	(西暦)	年	月 日	
			日本国に永住する 意思の有無	☐	はい(あり)	☐	いいえ(なし)
⑧	☐	家族滞在	在留期間(満了日)	(西暦)	年	月 日	
			日本国の小学校の 卒業の有無等	☐ 卒業した ☐ 卒業していない			
				小学校名			
				所在地	都・道・府・県		
			日本国の中学校の 卒業の有無等	☐ 卒業した ☐ 卒業していない			
				中学校名			
				所在地	都・道・府・県		
			日本国で就労する 意思の有無	☐	はい(あり)	☐	いいえ(なし)
⑨	☐	上記以外の在留資格 (留学等)	在留期間(満了日)	(西暦)	年	月 日	

【高校生等の国籍・在留資格・在留期間等の確認書類について】

(生徒の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等を確認するため、次の①～④のいずれかの□に✓印をつけてください。)

(3) 高校生等本人の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等の確認のため、以下のとおり申請します。

a	☐ 「住民票の写し(市町村の発行したもの。原本。コピー不可。)」を添付します。 ※ 国籍が「日本国」以外の生徒・国籍・在留資格・在留期間等が記載されたもの。		
b	☐ 「特別永住者証明書写し(コピー)」を添付します。		
c	☐ 「在留カードの写し(コピー)」を添付します。		
d	☐ 以下に該当するため、①～④のいずれの書類も添付しません。		
	以下のすべてに該当	かつ	以下のいずれかに該当
	- 令和8年3月31日以前から引き続き滞在している者 - 国籍が「日本国以外」 「生活保護受給世帯」又は「令和8年度の住民税が非課税である世帯」		- 在留資格が「安定者」で、日本国に永住する意思がない場合 - 在留資格が「家族滞在」で、日本国で就労する意思がない場合 - 在留資格が「家族滞在」で、日本国の小学校及び中学校を卒業していない等

(在留資格が「家族滞在」であって、下記のすべてに該当する場合は、e,f の□にレ印を付けてください。)

(2) ⑧で「日本国の小学校及び中学校を卒業した」にレ印を付けた

(2) ⑧で「日本国で就労する意思がある」にレ印を付けた

- | | | |
|---|--------------------------|--------------------------------------|
| e | ☐ | 「日本国の小学校の卒業証書の写し(コピー)又は卒業証明書」を添付します。 |
| f | ☐ | 「日本国の中学校の卒業証書の写し(コピー)又は卒業証明書」を添付します。 |

【保護者等の収入の状況について】(該当する□にレ印を付けてください。)

(1)生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助(高等学校等就学費)を受給していることが分かる証明書を提出します。

☐	生業扶助(高等学校等就学費)を受給していることが分かる証明書
--------------------------	--------------------------------

(2)次の者の個人番号カードの写し等(個人番号カード、個人番号が記載された住民票の写し、住民票記載事項証明書等)及び扶養誓約書(記入上の注意【保護者等の収入等の状況について】ホに該当する場合)を提出します。

①	☐	親権者(両親)2名分
②	☐	親権者1名分 (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。) ・離婚、死別等により親権者が1人の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合等
③	☐	未成年後見人()名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合(未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分) (未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。)
④	☐	生徒の生計をその収入により維持している者(以下「主たる生計維持者」という)(両親等)2名分 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
⑤	☐	主たる生計維持者1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
⑥	☐	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合

【留意事項】

- ・過去に国公立を問わず高等学校等(修業年限が3年未満のものを除く。)を卒業し又は修了したことがある場合には、佐賀県高校生等奨学給付金の受給資格はありません。
- ・対象となる高校生等が、児童福祉法による児童入所施設措置費(見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設の高校生等を除く))の支弁対象である場合には、佐賀県高校生等奨学給付金の受給資格はありません。
- ・兄妹が同じ学校に在学している場合も、それぞれ別々に申請が必要です。
- ・対象となる高校生1人につき、1つの都道府県へ申請することになります。佐賀県以外の都道府県へ申請している場合には、佐賀県への申請はできません。
- ・家計急変で申請後、年収見込額に変更があった場合は申し出ること。
- ・偽りその他不正の手段による申請により支給決定を受けたときは、支給された給付金の全額について即時返還することになります。
- ・上記と併せて、返還期日の翌日から返還の日までの期間について年率10.95パーセントの違約金が課せられます。
- ・その他、不利益が生じるおそれがありますので基準日現在の内容について正しく記入願います。

※県記入欄

県認定欄	①通信制とそれ以外の別	☐ 通信制以外 ☐ 通 信 制		
	②保護者等の全員の所得要件及び生徒の国籍要件 ※該当するものにレ点		日本国籍等	それ以外
		☐ 生活保護受給世帯	☐	☐
		☐ 非課税世帯	☐	☐
		☐ 所得割の合算額が100円～105,500円未満の世帯	☐	
☐ 所得割の合算額が105,500円～182,500円未満の世帯	☐			
	支給額 ※①、②の別、前倒し支給、家計急変等によって金額が異なるため注意すること。	円		

記入例

佐賀県高校生等奨学給付金支給申請書									
佐賀県知事 様					① 年 月 日				
私は、佐賀県高校生等奨学給付金の支給を受けたいので、裏面の留意事項を承諾の上、佐賀県高校生等奨学給付金支給要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。									
※申請区分を確認の上、□にレ点を付けてください。(複数選択可) ☐ 通常支給分を申請します。 ☐ 【新入生に限る】通常支給分の対象とならない場合、前倒し支給分を申請します。									
フリガナ		④ サ ガ タロウ			〒840-12×× 電話番号(0952)12-34××				
申請者 (保護者等)		佐賀 太郎			住所 佐賀市内一丁目1番59号				
		(高校生等との関係: 父)							
対象となる 高校生等	フリガナ	⑤ サ ガ ナツコ			生年月日		入学年月		
	氏名	佐賀 夏子			2007 年 7 月 1 日		2023 年 4 月		
							第 1 学年入学		
	学校名	〇〇県立〇〇〇高等学校			科 学科 課程	普通		3 年 1 組	通信制以外 ・ 通信制
	学校所在地	〇〇県〇〇市〇〇△△△番地				国立 公立 ・ 私立			
	⑥ 過去の高等学校 等における 在学期間	学校名	年 月 日～ 年 月 日		学校種類・課程・学科		在学中の給付金支給回数		
学校名		年 月 日～ 年 月 日		学校種類・課程・学科		在学中の給付金支給回数			
学校名		年 月 日～ 年 月 日		学校種類・課程・学科		在学中の給付金支給回数			
保護者等 (父母等 生計維持者等)	続柄	⑦ 氏 名							
	父	(フリガナ) サ ガ タロウ 佐賀 太郎							
	母	(フリガナ) サ ガ ハナコ 佐賀 花子							
⑧ 生活保護費の 受給状況		私は、基準日(2026年7月1日)現在、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条に規定による生活保護(生業扶助)を 受給していません ・ 受給しています (注)生活保護(生業扶助)を受けていない方は「受給していません」を、 生活保護(生業扶助)を受けている方は「受給しています」を○で囲んでください。							

① 記入した日(2026年7月1日以降の日)としてください。

② 留意事項を必ずご確認ください。

③ 新入生に限り、2026年7月1日時点の収入状況により、2026年の通常支給分の対象とならない場合に、2026年4月1日時点の収入状況により前倒し支給分の申請を行うことができます。合わせて申請をされたい方はレ点を付けてください。その場合、課税証明書の提出をされる

④ 申請者(保護者等)が単身赴任の場合は、生活の本拠としている住所としてください。

⑤ 対象となる生徒等の状況について記入してください。

⑥ 過去に高等学校等に在学していたことがある場合に、記入してください。
学校種類・課程・学科の欄には、以下のいずれかを記入してください。
「高等学校(全日制)」、「高等学校(定時制)」、「高等学校(通信制)」、「中等教育学校(後期課程)」、「特別支援学校(高等部)」、「高等専門学校(1～3学年)」、「専修学校(高等課程)昼間学科」、「専修学校(一般課程)昼間学科」、「専修学校(高等課程)夜間等学科」、「専修学校(一般課程)夜間等学科」、「専修学校(高等課程)通信制学科」、「専修学校(一般課程)通信制学科」、「各種学校(外国入学校)」、「各種学校(その他)」

⑦ 保護者等は原則として親権者となります。親権者がいない場合は未成年後見人、主たる家計支持者、生徒本人の順となります。
(主たる家計支持者でない祖父母、扶養されていない兄・姉は不要です。)

⑧ 生活保護(生業扶助)の受給状況について該当するものに○をしてください。
受給している場合は、生活保護受給証明書写しを提出してください。(2026年度課税(非課税)証明書の提出は不要です。)
※新1年生対象の前倒し支給については基準日は、2026年4月1日現在となります。

【高校生等の国籍・在留資格・在留期間等について】

(次のいずれかの該当する□にレ点を付けてください。)

(1)高校生等本人の国籍を以下のとおり申請します。		⑨
①	☒ 日本国	
②	☐ 日本国以外	

上記(1)で、②「日本国以外」を選択した場合は、次の③～⑨のいずれかの該当する□にレ点を付けてください。また、必要事項を記入してください。

(2)高校生等本人の国籍及び在留資格・在留期間等を以下のとおり申請します。			
③	☐ 特別永住者		
④	☐ 永住者		
⑤	☐ 日本人の配偶者等	在留期間(満了日)	(西暦) 年 月 日
⑥	☐ 永住者の配偶者等		
⑦	☐ 安定者	在留期間(満了日)	(西暦) 年 月 日
		日本国に永住する 意思の有無	☐ はい(あり) ☐ いいえ(なし)
⑧	☐ 家族滞在	在留期間(満了日)	(西暦) 年 月 日
		日本国の小学校 の卒業の有無等	☐ 卒業した ☐ 卒業していない
		小学校名	
		所在地	都・道・府・県
		日本国の中学校 の卒業の有無等	☐ 卒業した ☐ 卒業していない
		中学校名	
		所在地	都・道・府・県
		日本国で就労する 意思の有無	☐ はい(あり) ☐ いいえ(なし)
⑨	☐ 上記以外の在留資格 (留学等)	在留期間(満了日)	(西暦) 年 月 日

⑨ 生徒本人の国籍について該当する□にレ点を付けてください。

【高校生等の国籍・在留資格・在留期間等の確認書類について】

(生徒の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等を確認するため、次の①～④のいずれかの□にレ点をつけてください。)

(3)高校生等本人の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等の確認のため、以下のとおり申請します。		
a	☒ 「住民票の写し(市町村の発行したもの。原本。コピー不可。)」を添付します。 ※ 国籍が「日本国」以外の生徒:国籍・在留資格・在留期間等が記載されたもの。	
b	☐ 「特別永住者証明書写し(コピー)」を添付します。	
c	☐ 「在留カードの写し(コピー)」を添付します。	
d	☐ 以下に該当するため、①～④のいずれの書類も添付しません。	
	以下のすべてに該当	かつ 以下のいずれかに該当
	・令和8年3月31日以前から 引き続き滞在中の者 ・国籍が「日本国以外」 ・「生活保護受給世帯」又は 「令和8年度の住民税が 非課税である世帯」	・在留資格が「安定者」で、日本国に永住する意思がない場合 ・在留資格が「家族滞在」で、日本国で就労する意思がない場合 ・在留資格が「家族滞在」で、日本国の小学校及び中学校を卒業 していない等

(在留資格が「家族滞在」であって、下記のすべてに該当する場合は、e、f の□にレ印を付けてください。)

(2)⑧で「日本国の小学校及び中学校を卒業した」にレ印を付けた	
(2)⑧で「日本国で就労する意思がある」にレ印を付けた	
e	☐ 「日本国の小学校の卒業証書の写し(コピー)又は卒業証明書」を添付します。
f	☐ 「日本国の中学校の卒業証書の写し(コピー)又は卒業証明書」を添付します。

記入例

【保護者等の収入の状況について】(該当する口にレ印を付けてください。)

(1)生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助(高等学校等就学費)を受給していることが分かる証明書提出します。

☐	生業扶助(高等学校等就学費)を受給していることが分かる証明書
--------------------------	--------------------------------

(2)次の者の個人番号カードの写し等(個人番号カード、個人番号が記載された住民票の写し、住民票記載事項証明書等)及び扶養誓約書(記入上の注意【保護者等の収入等の状況について】ホに該当する場合)を提出します。

①	☒	親権者(両親)2名分
②	☐	親権者1名分 (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。) ・離婚、死別等により親権者が1人の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合等
③	☐	未成年後見人()名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合(未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分) (未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。)
④	☐	生徒の生計をその収入により維持している者(以下「主たる生計維持者」という)(両親等)2名分 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
⑤	☐	主たる生計維持者1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
⑥	☐	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合

【留意事項】

・過去に国公私立を問わず高等学校等(修業年限が3年未満のものを除く。)を卒業し又は修了したことがある場合には、佐賀県高校生等奨学給付金の受給資格はありません。

・対象となる高校生等が、児童福祉法による児童入所施設措置費(見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設の高校生等を除く))の支弁対象である場合には、佐賀県高校生等奨学給付金の受給資格はありません。

・兄妹が同じ学校に在学している場合も、それぞれ別々に申請が必要です。

・対象となる高校生1人につき、1つの都道府県へ申請することになります。佐賀県以外の都道府県へ申請している場合には、佐賀県への申請はできません。

・家計急変で申請後、年収見込額に変更があった場合は申し出ること。

・偽りその他不正の手段による申請により支給決定を受けたときは、支給された給付金の全額について即時返還することになります。

・上記と併せて、返還期日の翌日から返還の日までの期間について年率10.95パーセントの違約金が課せられます。

・その他、不利益が生じるおそれがありますので基準日現在の内容について正しく記入願います。

記入例

申請記入上の注意

保護者とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいい、次の①～⑤は除きます。

- ① 児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
- ② 児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
- ③ 法人である未成年後見人
- ④ 民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
- ⑤ その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

※県記入欄

県認定欄	①通信制とそれ以外の別	☐ 通信制以外 ☐ 通 信 制		
	②保護者等の全員の所得要件及び生徒の国籍要件 ※該当するものにレ点		日本国籍等	それ以外
		☐ 生活保護受給世帯	☐	☐
		☐ 非課税世帯	☐	☐
		☐ 所得割の合算額が100円～105,500円未満の世帯	☐	
☐ 所得割の合算額が105,500円～182,500円未満の世帯	☐			
支給額 ※①、②の別、前倒し支給、家計急変等によって金額が異なるため注意すること。	円			

債権者番号

口座振替依頼書

佐賀県知事 様

私に支給される「佐賀県高校生等奨学給付金」については、下記の口座へ振り込み願います。

年 月 日

学 校 名

____年____組

対象高校生等

氏 名

申請者氏名

(保護者等)

記

次の申請者本人の普通預金口座を指定します。

(次の欄に記入のうえ裏面に通帳の「表紙の裏面」の写しを貼付してください。)

口座名義(漢字)		口座名義(カナ)												
振込口座	金融機関名	支店名		預金種目	口座番号									
	コード	銀行番号		店番号		普通預金								

<記入上の注意点>

- 1 太枠内 ☐ の該当項目、又は変更する項目について記入してください。
- 2 口座番号が6ケタ以下の場合は、前に「0」をつけて7ケタでご記入ください。
- 3 振込口座は、申請者本人の普通預金口座に限ります。(貯蓄預金・定期預金は登録できません。)

<通帳の写>

* 通帳の「表紙の裏面」の写しをのりで貼り付けてください。

* 「ゆうちょ銀行」は通帳の表紙の裏面、
「預金者名」、
「……他金融機関からの振込の受取口座として利用する際は、
次の内容をご指定ください。
【店名】 【店番】 【預金種目】 【口座番号】 」
などが記載されている部分を貼り付けてください。
通帳に記載がない場合は、郵便局に持参して印字してもらい、その後
印字されたページの写しを貼り付けてください。

※「貯蓄(積立)預金」、「定期預金」は登録できません。

在学証明書

下記の者は、認定基準日において、当高等学校に在学していることを証明します。

氏 名	(ふりがな)			
	姓		名	
生年月日	昭和 平成 年 月 日			
学 年		課 程 (該当するものに○)	全日制 定時制 通信制	
在 籍 期 間	令和 年 月 日 ~			
高校生等就学支援金・学び直し支援金・高校生等・新修学支援金を受ける資格のある者		☐ 該当 ・ ☐ 非該当		

高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成 22 年法律第 18 号）第 3 条、高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱及び高等学校等修学支援事業費補助金（高校生等・新修学支援）交付要綱第 3 条の規定

令 和 年 月 日

学 校 名

学校長氏名

印

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 3 6 条の規定による
生業扶助（高等学校等就学費）受給状況証明書

年 月 日

福祉事務所長 印

次の世帯が、 年 月 1 日現在、生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）
第 3 6 条の規定による「生業扶助（高等学校等就学費）」の受給状況はこのとおりである
ことを証明する。

「生業扶助（高等学校等就学費）」を <u>受給している</u>	
「生業扶助（高等学校等就学費）」を <u>受給していない</u>	

※ いずれかに○を記入

世帯主氏名	住 所		
世帯員氏名			
氏 名	続柄	生 年 月 日	保護開始日
		年 月 日	年 月 日
		年 月 日	年 月 日
		年 月 日	年 月 日
		年 月 日	年 月 日
		年 月 日	年 月 日
		年 月 日	年 月 日
証明書の使用目的			
高校生等奨学給付金の受給手続きのため			
備 考			

※ 既存の「生活保護受給証明書」により、「生業扶助の措置状況」が確認できる
場合は、代用することができます。

個人番号利用目的同意書 兼 個人番号提供書

下記のものは、佐賀県教育委員会事務局教育総務課が、下記事務に係る事務手続を処理するとき及び事務手続に必要な地方税関係の情報を取得するときに限って、個人番号を利用することに同意します。また、個人番号を含まない認定結果に係る情報（認定・不認定）を、学び直し支援金及び授業料減免の事務のために利用することに同意します。

該当事務	☐ 高等学校等就学支援金（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律） ☐ 高等学校学び直し支援金（佐賀県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例） ☐ 高校生等奨学給付金（佐賀県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例） ☐ 授業料の免除（佐賀県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例）
------	--

生徒	学校名		学年、クラス 及び番号	年 組 (科) 番
	フリガナ		生年月日	(西暦) 年 月 日
	氏名		現住所	

同意者	生徒との続柄		不開示 (※5)	☐	個人番号 (マイナンバー)															
	フリガナ									-										
	氏名 (※1) (※2)					保護者等の ・個人番号カード (裏面) の写し ・通知カードの写し (※6) を個人番号が記載されている面を上にして 貼り付けてください。 ※個人番号が記載された住民票の写しを提出する 場合は、貼付せずに本書に添えて提出してください。														
	生年月日	(西暦) 年 月 日																		
	現住所	☐ 生徒と同居 (※4)																		
	課税地 (※3)	都 道 市 区 府 県 町 村																		
同意者	生徒との続柄		不開示 (※5)	☐	個人番号 (マイナンバー)															
	フリガナ									-										
	氏名 (※1) (※2)					保護者等の ・個人番号カード (裏面) の写し ・通知カードの写し (※6) を個人番号が記載されている面を上にして 貼り付けてください。 ※個人番号が記載された住民票の写しを提出する 場合は、貼付せずに本書に添えて提出してください。														
	生年月日	(西暦) 年 月 日																		
	現住所	☐ 生徒と同居 (※4)																		
	課税地 (※3)	都 道 市 区 府 県 町 村																		

<記載要領>

※1 同意するものが自ら署名してください。

※2 代理人が同意書に署名する場合、本人からの委任状が必要です。

※3 課税地は、申請または届出を行う時期が1～6月の場合は前年の1月1日時点、7～12月の場合はその年の1月1日時点の住所を市区町村まで記入してください。

※4 生徒と住所が同一の場合は「生徒と同居」にチェックしてください。

※5 DV・虐待等の被害を受けて避難されている方については、その所在地につながる情報（所在の都道府県名又は市町村名）を 秘匿することが可能ですので、希望される方は「不開示」にチェックしてください。

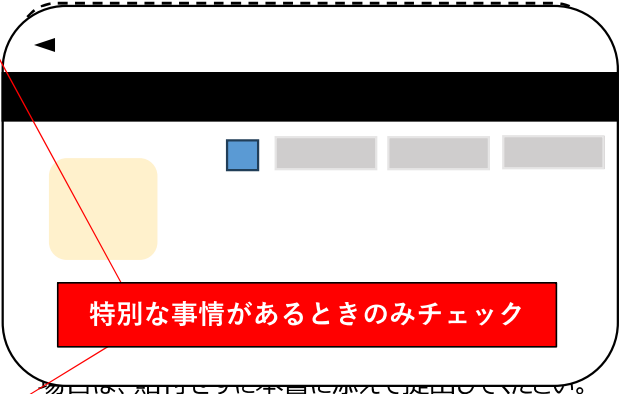
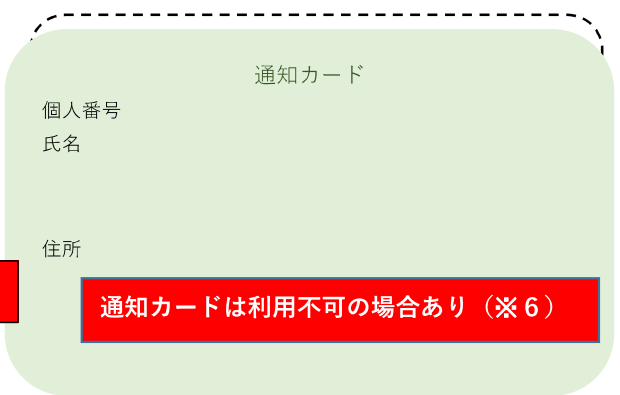
※6 「通知カード」の発行は令和2年5月25日に廃止されたため、改姓や転居等により記載事項に変更があった場合は使用できません。

個人番号利用目的同意書 兼 個人番号提供書

下記のものは、佐賀県教育委員会事務局教育総務課が、下記事務に係る事務手続を処理するとき及び事務手続に必要な地方税関係の情報を取得するときに限って、個人番号を利用することに同意します。また、個人番号を含まない認定結果に係る情報（認定・不認定）を、学び直し支援金及び授業料減免の事務のために利用することに同意します。

該当事務	☐ 高等学校等就学支援金 ☐ 高等学校学び直し支援金 ☒ 高校生等奨学給付金 ☐ 授業料の免除	(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律) 申請する箇所にチェック (佐賀県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例) (佐賀県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例)
------	---	---

生徒	学校名	〇〇高等学校	学年、クラス及び番号	1年 1組 (科) 1番
	フリガナ	サガ タロウ	生年月日	(西暦) 2010年 4月 12日
	氏名	佐賀 太郎	現住所	佐賀市城内一丁目1-59

同意者	生徒との続柄	父	不開示 (※5)	☐	個人番号 (マイナンバー)											
	フリガナ	サガ イチロウ			1 2 3 4 - 5 6 7 8 - 9 0 1 2											
	氏名 (※1) (※2)	佐賀 一郎			 特別な事情があるときのみチェック											
	生年月日	(西暦) 1976年 5月 5日														
	現住所	☒ 生徒と同居 (※4)														
	課税地 (※3)	東京 都 世田谷 市 区														
同意者	生徒との続柄	母	不開示 (※5)	☐	個人番号 (マイナンバー)											
	フリガナ	サガ ハナコ			0 1 2 3 - 4 5 6 7 - 8 9 0 1											
	氏名 (※1) (※2)	佐賀 花子			 通知カードは利用不可の場合あり (※6)											
	生年月日	(西暦) 1980年 7月 21日														
	現住所	☒ 生徒と同居 (※4)														
	課税地 (※3)	佐賀 都 佐賀 市 区														

<記載要領>

- ※1 同意するものが自ら署名してください。
- ※2 代理人が同意書に署名する場合、本人からの委任状が必要です。
- ※3 課税地は、申請または届出を行う時期が1～6月の場合は前年の1月1日時点、7～12月の場合はその年の1月1日時点の住所を市区町村まで記入してください。
- ※4 生徒と住所が同一の場合は「生徒と同居」にチェックしてください。
- ※5 DV・虐待等の被害を受けて避難されている方については、その所在地につながる情報（所在の都道府県名又は市町村名）を 秘匿することが可能ですので、希望される方は「不開示」にチェックしてください。
- ※6 「通知カード」の発行は令和2年5月25日に廃止されたため、改姓や転居等により記載事項に変更があった場合は使用できません。

本人確認書類（写）貼付け台紙 （郵送で提出する場合のみ）

氏 名	生徒との続柄
本人確認書類の写し	
貼付け欄 本人確認書類の写しとは・・・ ・ 個人番号カードの顔写真のついている面 ・ 運転免許証 ・ 旅券（パスポート）等の写し	

氏 名	生徒との続柄
本人確認書類の写し	
貼付け欄 本人確認書類の写しとは・・・ ・ 個人番号カードの顔写真のついている面 ・ 運転免許証 ・ 旅券（パスポート）等の写し	

<以下貼り付け例>

氏 名	生徒との続柄
佐賀 一郎	父
本人確認書類の写し	
※マイナンバーカードの例 貼付け欄 (剥がれる事のないよう、しっかり貼り付けてください) 氏名 住所 	

氏 名	生徒との続柄
佐賀 花子	母
本人確認書類の写し	
※運転免許証の例 貼付け欄 (剥がれる事のないよう、しっかり貼り付けてください) 佐賀 花子 	

年 月 日

佐賀県知事 様

扶養誓約書

扶養者住所	〒	ふりがな	
		扶養者氏名	

私と下記の者は、健康保険法等における扶養者と被扶養者の関係と同等の関係にあることを誓約します。

【被扶養者の住所・氏名】

住 所	〒	ふりがな		続柄
		氏 名		
住 所	〒	ふりがな		続柄
		氏 名		
住 所	〒	ふりがな		続柄
		氏 名		
住 所	〒	ふりがな		続柄
		氏 名		
住 所	〒	ふりがな		続柄
		氏 名		
住 所	〒	ふりがな		続柄
		氏 名		

※扶養者から見た被扶養者の続柄を記入してください。

佐賀県知事 様

家 計 状 況 申 立 書

申請者

1. 家計急変の理由

2. 家族構成（扶養親族）

世帯	生徒との 続柄	氏名	年齢	寡夫・寡婦 該当する ときは○	備考（学校名・会社名等）
生徒と 生計を 同じく する者	生徒 本人				

3. 添付書類（提出する書類にチェック☑）

ア	☐ 扶養誓約書、扶養親族の記載が省略されていない課税証明書など
イ	☐ 離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出など、 家計急変の発生を証明する書類 または ☐ 会社作成の給与見込証明書など、家計急変前1か月及び家計急変後1年間の収入見込額を 証明する書類

※上記イの書類がない場合は、家計急変前1か月及び家計急変後3か月の給与支給明細書、売上を示す書類などを添付し、下表に記入してください。

生徒との 続柄	家計急変後3か月の給与月額または所得額			平均額	年収見込額
	① 年 月分	② 年 月分	③ 年 月分	④＝(①+②+③)÷3	④×12
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
合計					円

<所得割合算額が非課税相当の世帯の例>

世帯構成	年収見込
3人世帯	2,216,000円未満
4人世帯	2,716,000円未満
5人世帯	3,216,000円未満
6人世帯	3,700,000円未満
7人世帯	4,140,000円未満
8人世帯	4,576,000円未満

<所得割合算額が100円～182,500円（年収270～490万円）相当の世帯の例>

住民税の計算方法により、年収見込額等をもとに所得割額に相当する額を算出し、補助対象世帯に該当するか判断することとして差し支えない。

※所得控除額（下表（3）～（9））については、個人番号を用いた情報連携又は課税証明書により取得した直近の所得控除合計額として差し支えない。

※課税証明書の場合、所得控除合計額を取得できない場合があるが、以下の（a）から（b）を控除した額で代替することも可能。

（a）個人番号を用いた情報連携又は課税証明書により取得した直近の総所得金額等

（b）個人番号を用いた情報連携又は課税証明書により取得した直近の課税標準額

※調整控除額（下表（13））については、個人番号を用いた情報連携又は課税証明書により取得した、直近の市町村民税の調整控除の額として差し支えない。

※税額控除額（下表（14））については、個人番号を用いた情報連携又は課税証明書等により取得した直近の税額控除額として差し支えない。

※「直近の～」と記載しているが、4～6月支給分については前年度（前々年所得）、7～3月支給分については当年度（前年所得）の税情報を用いて判定する。

（モデル世帯（両親（片働き）、生徒1名（18歳）、中学生1名、給与所得のみ（年収見込額が380万円）の場合）

項 目（※1）	金 額	備 考
（1）給与収入額	3,800,000	年収見込額を記載
（2）給与所得控除	1,200,000	（1）が
		190万円以下：65万円
		190万円超360万円以下：（1）×30%+8万円
		360万円超660万円以下：（1）×20%+44万円
		660万円超850万円以下：（1）×10%+110万円
（3）社会保険料控除	380,000	
（4）基礎控除	430,000	合計所得金額（※2）が2,400万円以下の額
（5）配偶者控除	330,000	本人の合計所得金額により控除額が異なる
（6）配偶者特別控除	0	配偶者と本人の合計所得金額により控除額が異なる
（7）扶養控除	330,000	16歳未満（年少扶養親族）：0円
		16歳以上19歳未満（一般扶養親族）：33万円
		23歳以上70歳未満（一般扶養親族）：33万円
		70歳以上（老人扶養親族）：38万円
		70歳以上（同居老親等）：45万円
（8）特定扶養控除	0	19歳以上23歳未満（特定扶養親族）：45万円
（9）特定親族特別控除	0	19歳以上23歳未満の親族の収入により控除額が異なる
（10）課税所得金額	1,130,000	（1）-（（2）～（9）の合計）※1000円未満切り捨て
（11）税率	6%	市町村民税率6%（政令指定都市の場合8%）
	4%	道府県民税率4%（政令指定都市の場合2%）

(12) 調整控除前	67,800	45,200	(10) × (11) (表での一例として $1,130,000 \text{円} \times 0.06 = 67,800 \text{円}$)
(13) 調整控除額	4,500	3,000	○個人住民税の課税所得金額が200万円以下の場合 ・人的控除額の差(※3)の合計・・・① ・住民税の合計課税所得金額(※4)・・・② のいずれか少ない額の5%(市町村民税3%、道府県民税2% 政令指定都市の場合：市町村民税4%、道府県民税1%)
			○個人住民税の課税所得金額が200万円以上の場合 (人的控除額の差の合計－(住民税の合計課税所得金額－200万円)) × 5%(市町村民税3%、道府県民税2% 政令指定都市の場合：市町村民税4%、道府県民税1%)
			※ただし、この金額が2,500円未満の場合、2,500円
			※なお、左の表の金額は一つ目の○を元に算出
			①が15万円(基礎控除、配偶者控除、扶養控除の人的控除額の差それぞれの合計金額)、②が113万円なので、①を用いて、 $15 \text{万} \times 0.05 = 7,500 \text{円}$
			また、(13)の表の金額4,500円と3,000円は、(11)の税率比で7,500円をそれぞれ按分したもの。
(14) 税額控除額	0	0	各種税額控除(※5)の合算額
(15) 所得割額に相当する額	63,300	42,200	(12)－((13)～(14)の合計) ※100円未満切り捨て
(16) 合算額	105,500		(15)の合算額

- ※1 世帯等の状況により、収入額や控除の項目及び控除額等を適宜追加(控除額具体例：ひとり親控除、寡婦控除、地震保険料控除、生命保険料控除、医療費控除等)
- ※2 合計所得金額とは、上の表では(1)から(2)を差引いた金額のこと(以下同様)
- ※3 人的控除額は上の表では(4)～(9)の控除額を指す
人的控除額の差とは、所得税(国税)と住民税(地方税)の差
なお、人的控除額の合計の算出に当たっては、扶養控除額の場合、扶養人数ではなく、該当する扶養区分の対象者の有無のみで判断する
例えば、16歳以上19歳未満の扶養区分の対象者が2人いた場合であっても、1人分のみを計上する
参考 基礎控除の場合：所得税48万円に対し住民税43万円(5万円の差額)(合計所得金額が2,400万円以下 ※それぞれの控除額の差額は所得によって異なるため、HP等資料で確認すること)
- ※4 合計課税所得金額とは、課税総所得金額(給与・年金・営業等・不動産等の所得から、社会保険・生命保険・扶養控除等の控除を差引いた金額)＋課税退職所得金額＋課税山林所得金額のこと上の表では(10)に相当
- ※5 税額控除とは、配当控除、外国税額控除、認定NPO法人等寄付金特別控除、住宅借入金等特別控除、住宅耐震改修特別控除等